

自衛隊の国民監視を 追及した裁判闘争

国民監視訴訟弁護団 弁護士 内藤 功さん



内藤 功さん

自衛隊の国民監視差し止め訴訟に対する最高裁判法がありました。裁判では補償金のみも原告となっています。婦人民主クラブ高城県協議会は判決は不当であるとして、最高裁判第二小法庭、奥丸おおる裁判長宛に抗議文を送りました。九年にわたるこの裁判闘争の経過とその意義、成果(仮)を、内藤功さん(国民監視訴訟弁護団 弁護士)に確認していただきました。

○裁判の経過
最高裁は、〇二〇五年四月二十日、陸自衛隊隊員保護法、隊員の監視を受ける人を調査する部隊(憲兵)の国民監視に關する裁判について、原告の請求を棄却しました。

二〇〇三年から二〇〇四年にかけて、自衛隊のイラン派遣に反対する連動が、全国で展開されました。これに対し、防衛庁長官(当時)の命を受けた、情報保全隊が、金受バレーを、〇かみに監視し、写真撮影、録音、尾行等参加者の名を、所屬団体を調べ、防衛庁、各隊に内部報告して配布していました。

二〇〇七年七月六日、共同会の志位委員長は、同党が手にしたの内部文書を発表しました。この文書で、監視されていた、集会等日時、参加団体、参加団体の名が明らかになりました。監視ははじめ、東北各県の百七名の万原告告として、国民監視行為の差し止めと損害賠償の訴訟を、十月三日、仙台地裁に提起しました。仙台地裁は、二〇二二年三月二十六日(注)、職業、所属政黨等を交えた個人情報収集した行為は人格権の侵害であるとして、五人に勝判決を出しました。

この裁判闘争の意義と成果
掲げた五年にわたるこの裁判闘争の意義と成果があります。初めに、情報保全隊というヤミの部隊の実態を憲法と法律の光の前引き出し照射した裁判です。当時の保全隊長、陸自の情報保護の活動実態暴露が行なわれまし二〇二二年三月二日、仙台高裁は、原告の「ハラスメント」に勝判決を下しました。Aさんは、スーパーマーケットの職、自らの本名や職業、勤務先を相手とする攻撃で、戦争反対の歌を歌う「ソング」をやっていました。ところが、情報保全は、この探査に金は、どう探査に調べ上げ、隠蔽していました。高裁判決は、この点重視「フライパン」の侵害と認定しました。原告は上告を断念し、その勝訴は確定しました。しかし、他の原告については、請求が容れられず上告しました。上告理由は、国民の思想信条の自由、プライバシー権、表現の自由、平和的生存権を侵害するとの違憲との判断を求めたのです。しかし最高裁は、十月二十六日、「上告理由は違憲をいうが、その実効は事実認定または法適用の主張だから上告理由にならない」とする

形式的な理由で棄却しました。
この裁判闘争の意義と成果
掲げた五年にわたるこの裁判闘争の意義と成果があります。初めに、情報保全隊というヤミの部隊の実態を憲法と法律の光の前引き出し照射した裁判です。当時の保全隊長、陸自の情報保護の活動実態暴露が行なわれまし二〇二二年三月二日、仙台高裁は、原告の「ハラスメント」に勝判決を下しました。Aさんは、スーパーマーケットの職、自らの本名や職業、勤務先を相手とする攻撃で、戦争反対の歌を歌う「ソング」をやっていました。ところが、情報保全は、この探査に金は、どう探査に調べ上げ、隠蔽していました。高裁判決は、この点重視「フライパン」の侵害と認定しました。原告は上告を断念し、その勝訴は確定しました。しかし、他の原告については、請求が容れられず上告しました。上告理由は、国民の思想信条の自由、プライバシー権、表現の自由、平和的生存権を侵害するとの違憲との判断を求めたのです。しかし最高裁は、十月二十六日、「上告理由は違憲をいうが、その実効は事実認定または法適用の主張だから上告理由にならない」とする



自衛隊国民監視差し止め訴訟判決日入廷

「審判に対し、原告被告(国)双方が控訴しました。仙台高裁では、原告は当時の情報保

るものと解され、そのもの利益は権利フリーライターの人格権の二つについては不行為法上保護に堪るといことかま(る)二情報保全隊によ派遣反対に關する情報の取行が、違法性を有するかどうかの点を判断するにあたっては、情報収集行為の目的、必要性、手段、情報の管理方法、情報の私事性、個人の属性、非権利利益の性質、その他の事情を総合考慮する必要がある。一、
③氏名、職業、住所、生年月日、本籍、学歴、所属団体、所属政黨、交友関係などの情報は、フライパンに係るものとして、原告に当ては、情報保全隊の監視活動による光の下に憲法性、違憲性を占據することにのみならず、